

HAWK TECHNOLOGY SYSTEMS, LLC v. CASTLE RETAIL, LLC事件、上訴番号2022-1222(CAFC、2023年2月17日)。Reyna裁判官、Hughes裁判官、Cunningham裁判官による審理。テネシー州西部地区地方裁判所(McCalla裁判官)による判決を不服としての上訴。

#### 背景:

Hawk社は、複数のソースからビデオを受信してフォーマットする詳細なステップを含む、ビデオの視聴方法に関する特許を保有していた。この特許の最先優先日は2001年となっており、サーバーにビデオを保存し、スマートフォンでビデオを遠隔視聴できる現在のビデオ監視システムのほとんどをカバーするものであった。

Castle Retail社は、独立クレーム1の要件を満たすと思われるビデオセキュリティシステムを運用していたが、FRCP(連邦刑事訴訟規則)12(b)(6)に基づき本件棄却を求める申し立てを提出した。棄却を求める申し立てにおいて、Hawk社の特許は、クレームに詳述された実用的な適用性を持たない抽象概念に関するものであるとして、35 U.S.C. §101に基づき不適格であると主張されていた。

地方裁判所は、この特許は「複数のカメラから撮影されたデジタルビデオを表示および保存する (displaying and storing digital video taken from multiple cameras)」という抽象概念に関するものであるとし、この申し立てを認めた。また、同裁判所は、クレームは、真の技術的改良ではなく、一般的なコンピュータ構成部分の使用とデータ操作について記載されたものであるとした。Hawk社はこれを不服として上訴した。

#### 争点/判決:

地方裁判所が、Hawk社の特許は§101に基づき不適格であるとしたのは誤りであったか。否、原判決が確認支持された。

#### 審理内容:

CAFCは、地方裁判所の分析に概ね同意した上で、Hawk社の特許は§101に基づき不適格であると全裁判官一致で判断した。

まず、CAFCは、クレームが「複数のカメラから撮影されたデジタルビデオを表示および保存する (displaying and storing digital video taken from multiple cameras)」という抽象概念に関するものであると地方裁判所に同意した。特に、クレームで使用されている結果に基づく機能的な文言を引用した。また、CAFCによると、Hawk社は、クレームが「技術的問題に対する解決策 (solution to a technical problem)」に関するものであることを立証するために明細書の詳細に依拠することはできない、またクレームにはそうした技術的解決策が明示されていなかった。

次に、CAFCは、クレームは抽象概念の特許適格な適用ではないと判断した。CAFCは、異なるソースからのビデオに異なる空間的および時間的パラメータを使用するという要件など、クレームの曖昧な部分を強調した。CAFCは、これらの要件はクレームにも明細書にも定義されていない、と主張した。これらの詳細がなければ、クレームが抽象概念の発明的適用を具現化したものであることを示すことはできなかった。CAFCは、クレームには機能的な結果を得るために従来の構成要素を組み立てることが記載されていることを再度強調した。